

弘前地区環境整備事務組合電力受給事業仕様書

この仕様書は、「弘前地区環境整備事務組合電力受給事業」（以下、「本事業」という。）の実施にあたり、必要な事項を定める。

1 概要

本事業は、発注者が所管する弘前地区環境整備センターの廃棄物の焼却による発電電力のうち、施設内使用電力と南部清掃工場への自己託送に係る電力を除いた余剰電力の全量を受注者に売却するとともに、組合の2施設（弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場）で使用する電力について、受注者が供給するものである。また、南部清掃工場への自己託送に係る電力需給管理業務について、受注者が実施するものである。

2 共通事項

(1) 定義

① 自己託送

発電用の自家用電気工作物及び一般用電気工作物（以下「自家用電気工作物等」という。）を設置する者が、当該自家用電気工作物等を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用電気工作物等を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する送電サービスをいう。

② 一般送配電事業者

一般送配電事業を営むことについて、電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条の許可を受けた者をいう。

③ 広域機関

電気事業法第28条の4の規定に基づく送配電等業務管理機関である、電力広域的運営推進機関のことをいう。

④ 夏季、その他季

夏季は7月1日から9月30日までの期間をいい、その他季はそれ以外の期間をいう。

⑤ 休日、平日

休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日及び12月31日をいい、平日は休日以外の日をいう。

⑥ ピーク時間帯

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。ただし、休日に定める日の該当する時間を除く。

⑦ 昼間時間帯

毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、ピーク時間および休日に定める日の該当する時間を除く。

⑧ 夜間時間帯

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいう。

- (2) 弘前地区環境整備センターに設置された発電設備は、9月下旬から10月上旬に点検整備を予定しているため、この期間中は余剰電力の売却及び南部清掃工場への自己託送を行わないことがある。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び本仕様書に定めのない他の電気供給条件については、原則、東北管内の旧一般電気事業者の定めに準じるものとする。なお、別途受注者発注者間協議により定めるものを除く。
- (4) 本事業の実施にあたっては、本仕様書及び別途締結する協定の趣旨に反しない限りにおいて、電力受給契約、電力供給契約及び自己託送に係る電力需給管理業務契約その他の契約を締結できるものとし、その契約内容については受注者発注者間協議により定める。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、受注者発注者間協議により定める。

3 余剰電力の売却

(1) 定義

① 売却電力量

弘前地区環境整備センターに設置された発電設備において発生する電力のうち、施設内使用電力と南部清掃工場への自己託送に係る電力を除いた余剰電力の全量をいい、単位はkWhとする。

② 売却電力量料金単価

受注者が売却電力量を調達するときの1kWhあたりの単価をいい、単位は円とする。

(2) 発電施設

○ 施設名称：弘前地区環境整備センター発電所

所在地：青森県弘前市大字町田字筒井6-2

発電設備区分：バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

発電設備：蒸気タービン発電設備1台

定格出力：3,600kW

供給電気方式：交流3相3線式

周波数：標準50Hz

受電電圧：標準60,000V

計量電圧：標準60,000V

保安責任分界点：受電地点に施設した発電者の構内地中引込線と東北電力(株)の架空送電線の接続点

財産分界点：保安責任分界点に同じ

計量場所：保安責任分界点に近い60,000V回路

接続電力系統：東北電力ネットワーク株式会社

(3) 発注者と受注者の義務

発注者は売却電力量を受注者に供給する義務を負い、受注者はこれを調達する義務を負う。

(4) 卒FIT電源

弘前地区環境整備センターに設置された発電設備は、再生エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下、「再エネ特措法」という。）に規定されるバイオマス発電設備の認定を受けているが、令和5年8月に再エネ特措法で定められた買取期間を満了しているため、卒FIT

電源についても、受注者に供給する。

(5) 環境価値の帰属

発注者から受注者に供給する電力に含まれる環境価値は受注者に帰属するものとし、売却電力量料金単価には環境価値分を含むものとする。

(6) 発電インバランス料金の負担

発電インバランス料金（自己託送に係る電力分の発電インバランス料金を除く。）は受注者の負担とし、これらの費用の別途精算は行わない。

(7) 発電側課金料金の負担

一般送配電事業者との託送約款に基づく発電側課金料金（以下、「発電側課金料金」という。）（自己託送に係る電力分の発電側課金料金を除く。）は発注者の負担とする。

(8) 電力需給管理業務の費用

受注者は、広域機関が定める業務規程及び東北管内の旧一般送配電事業者の定める託送供給等約款に基づき、広域機関への発電計画の提出のほか必要な電力需給管理業務を行うものとし、これに係る費用については、売却電力量料金単価に含むものとする。

(9) 売却電力量料金の算出

売却電力量料金は売却電力量料金単価に売却電力量を乗じて得た金額（売却電力量に区分がある場合は、区分ごとの売却電力量に各区分に応じた売却電力量料金単価を乗じて得た額を合計した金額）から発電側課金料金を差し引いたものとする。

(10) 売却電力量料金の支払い

受注者は売却電力量料金を毎月支払うものとし、発注者が通知した金融機関の口座へ振り込むものとする。このとき、発注者は支払先について、対象施設の長期包括委託事業者の口座を通知することがある。

(11) 売却電力量等の報告

受注者は、各月の売却電力量、売却電力量料金について発注者へ報告する。

(12) 売却期間

令和8年4月1日0時00分から令和10年3月31日24時00分までとする。

(13) 予定電力量及び電力量実績

予定電力量及び電力量実績は別途提供する資料及び参考資料を参照すること。なお、予定電力量等については、実績をもとに算出したものであって、発注者は予定電力量等に拘束されるものではなく、一切の義務を負うものではないものとする。

4 組合施設で使用する電力の調達

(1) 定義

① 契約電力

契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。単位はkWとする。

② 電気料金

基本料金と使用電力量料金の合計額とする。

③ 使用電力量

受注者が需要施設に供給する電力量をいい、単位はkWhとする。

④ 使用電力量料金単価

受注者が使用電力量を供給するときの 1 kWhあたりの単価をいい、単位は円とする。

⑤ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再エネ特措法に基づく賦課金をいい、次の計算式によって計算された金額とし、単位は円とする。

使用電力量×再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

(2) 需給施設

① 施設名称：弘前地区環境整備センター

所在地：青森県弘前市大字町田字筒井6-2

契約電力：1,800kW。予備電力（予備線）を含む。

供給電気方式：交流 3 相 3 線式

周波数：標準50Hz

供給電圧：標準60,000V

計量電圧：標準60,000V

保安責任分界点：供給地点に施設した需要者の構内地中引込線と東北電力(株)の架空送電線の接続点

財産分界点：保安責任分界点に同じ

計量場所：保安責任分界点に近い60,000V回路

接続電力系統：東北電力ネットワーク株式会社

② 施設名称：南部清掃工場

所在地：青森県弘前市大字小金崎字川原田54

契約電力：418kW

供給電気方式：交流 3 相 3 線式

周波数：標準50Hz

供給電圧：標準6,000V

計量電圧：標準6,000V

保安責任分界点：構内引込第一柱に施設した区分開閉器の電源側接続点

財産分界点：保安責任分界点に同じ

計量場所：電気室内

接続電力系統：東北電力ネットワーク株式会社

(3) 発注者と受注者の義務

発注者は弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場で使用する電力を受注者から調達する義務を負い、受注者は電力を供給する義務を負う。なお、環境価値の有無は問わない。

(4) 受注者が電力を供給する範囲

受注者が各需要施設に供給する電力の範囲は次のとおりとする。

①弘前地区環境整備センター

当該施設の発電設備から生じる電力から南部清掃工場への自己託送に係る電力を除いた電力量が、当該施設が需要する電力量に満たない場合に、その不足分を供給する。

②南部清掃工場

弘前地区環境整備センターから当該施設への自己託送により供給する電力量が、当該施設が需要する電力量に満たない場合に、その不足分を供給する。（以下、「負荷追随供給」という。）

(5) 基本料金及び使用電力量料金単価についての条件

基本料金及び使用電力量料金単価についての条件は次のとおりとする。

- ① 東北管内の旧一般電気事業者の標準メニューによる電気料金を上回らないこと。
- ② 東北管内の旧一般電気事業者の標準メニューによる電気料金を上回ることとなる場合、受注者は速やかに発注者と協議を行い、基本料金、使用電力量料金単価を再設定すること。なお、東北管内の旧一般電気事業者の料金改定適用日に再設定が間に合わない場合は、調達期間を通して同程度の経済的効果が得られる提案に努めること。

(6) 燃料費等調整額についての条件

燃料費調整額、離島ユニークアール調整額及び市場価格調整額（以下、「燃料費等調整額」という。）を設定する場合の条件は次のとおりとする。

- ① 東北管内の旧一般電気事業者の電力供給条件に適用される額を上回らないこと。
- ② 東北管内の旧一般電気事業者の電力供給条件に適用される額を上回ることとなる場合、受注者は速やかに発注者と協議を行い、金額を再設定すること。なお、東北管内の旧一般電気事業者の料金改定適用日に再設定が間に合わない場合は、調達期間を通して同程度の経済的効果が得られる提案に努めること。

(7) 基本料金の算出

基本料金は次の計算式によって計算された金額とする。

$$\text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率}[\%]) / 100$$

(8) 使用電力量料金の算出

使用電力量料金は、使用電力量料金単価に使用電力量を乗じて得た金額（使用電力量に区分がある場合は、区分ごとの使用電力量にそれぞれの区分に応じた使用電力量料金単価を乗じて得た額を合計した金額）とする。

(9) 使用電気料金の支払い

使用電気料金は、需要施設毎に集計して、毎月支払うものとする。このとき、発注者は、発注者に代わって対象施設の長期包括委託事業者に支払いをさせることがある。

(10) 燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の支払い

燃料費等調整額（設定がある場合）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金について、受注者は発注者に請求する。このとき、発注者は、発注者に代わって対象施設の長期包括委託事業者に支払いをさせることがある。

(11) 東北管内の旧一般電気事業者の標準メニューにおける単価を基準とする場合の料金単価の改定

基本料金、使用電力量料金単価が東北管内の旧一般電気事業者の標準メニューにおける単価を基準としており、その算定方法が改定された場合には、その根拠が明確になっているものに限り、受注者は発注者に協議を請求することができる。

(12) 使用電力量等の報告

受注者は、各月の使用電力量、使用電力量料金について発注者へ報告する。

(13) 調達期間

令和8年4月1日0時00分から令和10年3月31日24時00分までとする。

(14) 予定電力量及び電力量実績

予定電力量及び電力量実績は別途提供する資料及び参考資料を参照すること。なお、予定電力量等については、実績をもとに算出したものであって、発注者は予定電力量等に拘束されるものではなく、一切の

義務を負うものではないものとする。

5 南部清掃工場への自己託送に係る電力需給管理業務

(1) 目的

弘前地区環境整備センターの発電による余剰電力の一部を南部清掃工場に自己託送するために必要となる電力需給管理業務を実施することを目的とする。なお、現在実施中の自己託送を引き続き実施するものである。

(2) 自己託送を実施する施設及び自己託送電力量の上限

南部清掃工場 189kWh (30分値) (接続送電サービス契約電力 : 378kW)

(3) 自己託送に係る電力需給管理業務の業務内容

① 広域機関への各種計画の提出

広域機関が定める業務規程及び東北管内の旧一般送配電事業者の定める託送供給等約款に基づき、年間、月間、週間、翌々日、翌日及び当日における電力の需要計画、発電計画、調達計画及び販売計画（以下、「各種計画」という。）を広域機関へ提出するほか、必要な業務を行うものとする。

② 突発的な事項に伴う各種計画の変更及び提出

突発的な発電停止や託送先の受電停止等により提出済の各種計画について変更が必要となる場合に、発注者からの変更の連絡を受けたのち、速やかに変更後の各種計画を広域機関へ提出するものとする。

③ 実績報告

受注者は、各月の実績報告について発注者へ報告するものとする。

(4) 業務実施に必要なシステムの利用権限等

広域機関システムの利用権限及び電子証明書、一般送配電事業者のシステムへログインするためのID等は、発注者がこれを取得し、受注者に貸与する。

(5) 各種計画の値の算出

自己託送における各種計画の値は、発注者が算出し、受注者に提供する。受注者発注者間協議により自己託送する電力量を確定したのち、広域機関に提出するものとする。なお、各種計画の値については、以下により算出するものである。令和8年度託送計画及び過去の実績（令和6年10月から令和7年9月まで）は、別途提供する資料及び参考資料を参照すること。

○ 月間の自己託送率（託送先における総託送電力量（kWh）／託送先における総電力使用量（kWh）×100）は発電設備の点検整備を含む月（通常9月及び10月）を除き、概ね95%以上

○ 月間及び年間の発電インバランス（不足の補給インバランス）は、概ね3%以内

(6) 各種計画の実施への受注者の協力

受注者は、各種計画に基づく計画値同時同量の遵守のため、発注者に協力すること。

(7) 一般送配電事業者に対する支払い等

① 接続供給契約等における料金（託送料金）並びに自己託送に係る電力分の発電側課金料金及び発電インバランス料金は、発注者の負担とする。

② 自己託送に係る電力分の需要インバランス料金は、発注者に帰属する。

(8) 契約期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(9) 自己託送開始日より前の業務

自己託送開始日から自己託送を実施するにあたり、自己託送開始日より前に提出する各種業務についても本業務の範囲に入るるものとする。